

高齢者やその家族の日常生活の悩み、心配事、または各種サービスの利用の仕方など様々な相談に応じる身近な無料相談所です。

社会福祉法人 霧島市社会福祉協議会				
No.	本所・支所名	電話番号	住所（霧島市）	備考
1	本所	0995-45-1557	国分中央三丁目33-10	
2	溝辺支所	0995-59-2101	溝辺町有川808	
3	横川支所	0995-72-9717	横川町中ノ254-1	
4	牧園支所	0995-76-2160	牧園町宿窪田791-1	
5	霧島支所	0995-64-8086	霧島田口500	
6	隼人支所	0995-42-2256	隼人町内山田一丁目6-74	
7	福山支所	0995-56-2150	福山町福山5290-61	

霧島市地域包括支援センター				
No.	本所・支所名	電話番号	住所（霧島市）	備考
1	本所	0995-48-7979	国分中央三丁目9-20	国分パークプラザ1F
2	国分支所（霧島市社会福祉協議会）	0995-48-7979	国分中央三丁目9-20	本所内
3	国分北支所（アメニティ国分）	0995-64-0667	国分重久361-1	
4	国分南支所（瑞祥園）	0995-46-3717	国分郡田711	
5	溝辺支所（フラワーホーム）	0995-58-2365	溝辺町麓947-3	
6	横川支所（横川緑風園）	0995-72-9183	横川町中ノ5645-1	
7	牧園支所（サンライトホーム）	0995-78-3387	牧園町高千穂3617-623	
8	霧島支所（翔朋園）	0995-57-0100	霧島田口2737-36	
9	隼人北支所（みゆき苑）	0995-43-8000	隼人町松永895-3	
10	隼人南支所（隼人塚）	0995-43-2363	隼人町小田240	隼人尚愛会病院内
11	福山支所（牧之原むつみ園）	0995-64-7165	福山町福沢4611	

ひとり暮らしの高齢者のためのサービス

項目	内容	対象者	負担額・助成額等
日常生活用具給付事業	電磁調理器などの日常生活用具の購入費の一部を給付します。	おおむね65歳以上で、障害や認知症により日常生活に不安のあるひとり暮らしや高齢者世帯	所得に応じて自己負担あり
緊急通報体制整備事業	緊急通報装置を設置して緊急時の対応を図ります。	日常生活に不安のあるおおむね65歳以上のひとり暮らしや、高齢者のみの世帯等	自己負担あり 毎月500円～1,100円

家族を支援するサービス

項目	内容	対象者	助成額・支給額
高齢者福祉手当給付事業	長期にわたり在宅において介護をしている方に対し、手当てを支給します。	65歳以上で要介護3以上の寝たきり高齢者、または要介護2以上の重度の認知症の方を在宅において6か月以上介護している方	月額3,000円
家族介護用品支給事業	紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー等日常的に必要な介護用品支給券を支給します。	寝たきり、または重度認知症の高齢者等の方を在宅で介護している家族（ただし、住民税非課税世帯の方のみ）	チケット支給 ●介護度4・5：月6,000円 ●介護度3：月4,000円 ●重度心身障害者等：月4,000円

高齢者施設の選び方

気軽に相談しながら、最適な住居を探しましょう

私たちは、年齢を重ねると、思うように身体が動かせず、日常の生活が行えない状況になっていきます。また、経済的にも、年金や蓄えに頼る生活を送られる方も少なくありません。皆さんも老後の生活に対する不安は大きなものだと思います。

そんな中で、近くに身寄りの方がおらず、日常生活に経済的、肉体的に不自由を感じられる方は、自らの経済状況、健康状態をお考えの上、終の棲家を探していかなくてはなりません。

現在、日本では、在宅での老後生活を「地域包括支援」という名のもとに推進しています。本市にも様々な形態の施設がありますので、安心安全な住居・施設探しのお役に立てたらと思います。是非ご参照ください。

なお、サービス内容等については、概略にて掲載していますので、詳しくは最寄りの相談窓口にお問い合わせください。

施設サービス

施設の種類	サービス内容	利用要件（対象者）	施設数
生活支援ハウス	居宅での生活に不安がある方が、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。	本市に住所を有する60歳以上の者で、独り暮らしの者、夫婦のみ世帯に属する者及び家族に援助を受けることが困難な者	1
軽費老人ホーム	日常生活に必要な便宜を供与し、健康で明るい生活を送れるようにすることを目的とします。A型(給食付)、B型(原則自炊)、C型(給食・入浴付き個室)の3種類があります。	原則、60歳以上の者。ただし60歳以上の配偶者とともに利用する場合は、この限りではない	3
有料老人ホーム(住宅型・健康型)	・住宅型＝食事等のサービスが付きますが、施設自らは介護保険制度による介護サービスは提供しません。介護が必要となった場合は、入居者が外部の介護サービス事業者と契約し利用します。 ・健康型＝食事等のサービスが付くが、介護が必要となった場合は契約を解除し退去することが条件です。	60歳以上の者 又は、要介護者・要支援者	19
養護老人ホーム	心身の健康の保持及び生活の安定のため、介護、看護、食事等を提供し、明るく、楽しく、生きがいを感じられる生活を提供します。	原則、在宅生活が困難となった低所得者で65歳以上の者	3
サービス付高齢者向け住宅	居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の一定の条件を備えるとともに、安否確認や生活相談サービスを提供することにより、高齢者が安心して暮らせる環境を整えた住宅です。	60歳以上の者 又は、60歳未満の要介護者・要支援者	10
有料老人ホーム(介護付)	介護や食事等のサービスが付く、施設自らが介護保険の事業者としての指定を受けて介護サービスを提供、もしくはホームと提携する外部業者が介護サービスを提供します。	要支援1～要介護5	11
グループホーム	共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排せつ、食事等の介護など、日常生活上の世話と機能訓練を行います。	本市に住所を有する認知症の者 介護予防認知症対応型共同生活介護：要支援2 認知症対応型共同生活介護：要介護1～5	24
介護老人保健施設	看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。	要介護1～5	5
特別養護老人ホーム	可能な限り、居宅生活への復帰を念頭に、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、生活上の便宜供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。	要介護3～5	12
介護療養型医療施設	長期療養の必要な方に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。	要介護1～5	5

